

ご意見をお寄せください

パブリックコメントの実施

町では事業計画の策定などにあたり、より良い計画づくりのために、町民の皆さまからのご意見を募集しています。

作成した事業計画案を公表します。皆さまのご意見をぜひお聞かせください。

計画は、担当窓口に、または町ホームページ ([URL https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashiv/sankaku/pub_comment/](https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashiv/sankaku/pub_comment/)) からご覧になれます。

※閲覧・募集期間は計画ごとに異なります。

※窓口での提出と閲覧は、役場開庁時間に受け付けています。

▼提出方法

任意の用紙に住所、氏名、ご意見を記入し、メール・郵送・FAXで送付、または窓口へ持参してください。

▼公募結果

意見募集結果の公表の際は、個人情報への公表はしません。また、



個別の回答は行いませんのでご了承ください。

送付先

〒370-3692
吉岡町下野田560番地
吉岡町役場

第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画(案)

教育・保育の提供体制を確保するために、平成26年度に「吉岡町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度に第2期計画を策定しました。この第2期計画が令和6年度に最終年度を迎えるため、第3期計画を策定します。

▼閲覧・募集期間

1月20日(月)～2月10日(月)

※郵送での提出の場合は、2月10日(月)当日消印有効です。

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室
☎26・2248 (直通)

FAX 54・7747

☒ ko-shi@town.yoshioka.gunma.jp

第4次吉岡町健康づくり計画(案)

生涯を通じた心身の健康を支えるため、令和2年度に「吉岡町健康づくり計画」を策定しました。この計画が令和6年度に最終年度を迎えるため、第4次計画を策定します。

▼閲覧・募集期間

1月20日(月)～2月10日(月)

※郵送での提出の場合は、2月10日(月)当日消印有効です。

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 健康づくり室
☎54・7744 (直通)
FAX 54・7747
☒ kenko@town.yoshioka.gunma.jp

第3期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

町の今後5年間の基本計画や施策などをまとめた次期総合戦略を策定します。
▼閲覧・募集期間

2月中(予定)


▼提出・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241 (直通)
FAX 54・8681
☒ kikaku@town.yoshioka.gunma.jp


よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



友だち追加はこちら



二次元バーコードを読み取って
URL t-yoshioka@sg-p.jp
へ空メールを送信してください。

ほっとメールの配信内容を町公式LINEでも見られるようになりました。

テレビリモコン [d] ボタン

データ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。
また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

2月17日①～3月17日②は確定申告期間です

確定申告はパソコン・スマホから



期間中は町や高崎税務署が開
設する会場でも申告を受け付け
ていますが、混雑緩和のためパ
ソコンやスマートフォンからの
申告にご協力ください。

町の会場で受け付けができない人

次のいずれかに該当する人
は、高崎税務署が開設する会場
で申告するか、パソコンなどか
ら申告してください。
①令和6年分以外の確定申告を
する人

- ②山林所得や譲渡所得(土地・建
物、株式など)のある人
- ③青色申告をする人
- ④ふるさと納税をした人
- ⑤住宅借入金等特別控除を受け
る人(年末調整で控除を受け
ている場合を除く)
- ⑥東日本大震災により、住宅や
家財などに被害を受けて、所
得税の軽減・免除を受けられ
る人
- ⑦先物取引に係る雑所得などの

ある人

⑧東京電力などの賠償金に係る
申告をする人

⑨消費税の申告をする人

※申告相談会場については、広
報2月号に掲載予定です。

▼問い合わせ先

高崎税務署

☎027・322・4711

税務会計課 税務室

☎26・2237(直通)

高崎税務署が開設する会場

高崎税務署職員などの申告
相談を希望される人は、2月17
日①～3月17日②の間、ビエ
ント高崎へお越しください。なお、
ご来場の際には、国税庁LINE
E公式アカウントから、入場整
理券を事前に取得いただくこと
も、マイナンバーカードをお
持ちください。



▲国税庁LINE
公式アカウント

確定申告はパソコン・スマホからできます

①「国税庁 確定申告書等作成コーナー」
(URL <https://www.keisan.nta.go.jp/>)
へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません。
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用
できます。

国税庁▶
確定申告書等作成コーナー



②申告書を作成

画面の案内に従って金額や名称などを入力
するだけです。

③e-Tax で送信して提出

- マイナンバーカードとマイナンバーカード読み
取り対応のスマートフォンを使って送信します。
- マイナンバーカードとICカードリーダーを使っ
て送信します。
- 税務署で発行された利用者識別番号とパスワ
ード(ID・パスワード方式の届け出が完了してい
るものに限る)を使って送信します。
※利用者識別番号とパスワードの発行は事前に税務署
で本人確認を行った上で行います。事前に税務署に
本人確認書類を持参した上で手続きをしてください。
マイナンバーカードや利用者識別番号とパス
ワード(ID・パスワード方式の届出が完了してい
るものに限る)がない人は、印刷して郵便や直接税務
署へ持参することにより提出することもできます。

ヘルプデスク

☎0570-01-5901 受付時間9:00～17:00
(土・日・祝・年末年始を除く)

※時期により受付時間延長や日曜日の受け付けもあります。
詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。



◀e-Taxホームページ

URL <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>



もしもの時に備えましょう

木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

※耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費1,000円などは自己負担となります。

▼該当する建物

- ①昭和56年5月31日以前に着工の一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
- ②平屋建て・2階建てのもの
- ③在来軸組構法によるもの

▼対象

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数

1戸(先着順、定数になり次第締め切り)

▼申込期限

1月31日(金)

※診断日程は申し込みの翌月以降で調整します。

降で調整します。

▼申し込み方法

都市建設室窓口に事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象となるか確認します。住宅の建築年や構造を調べておいてください。

▼申請に必要なもの

- ①申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- ②居住していることが証明できるもの(運転免許証などの写し)
- ③町税の完納証明書
- ④対象住宅の固定資産税評価額証明書
- ⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)
- ※③・④は証明手数料300円
- ※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円かかります。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



運転免許証の自主返納を支援

高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

▶対象(次の全てに該当する人)

- 申請日に町に住所を有し居住していること
 - 運転免許証自主返納時に満65歳以上であること
 - これまでに当事業による助成を受けていないこと
 - 運転免許証を返納して1年以内であること
- ※免許証が失効した場合は対象になりません。

▶交付額 1万円

▶申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し



問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26・2243(直通)

定例教育委員会の傍聴

- 日時 1月22日(※) 9:00~
 - 場所 文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…7期

納期限 令和7年1月31日(金)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。